

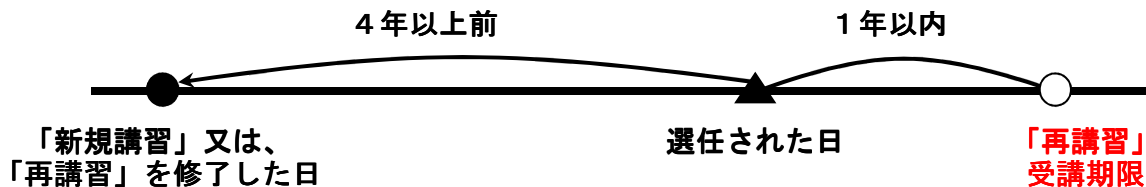
「甲種防火管理再講習」の受講期限について

※「甲種防火管理再講習について定める件」 消防庁告示

不特定多数の人が出入りする建物（特定防火対象物）のうち、**収容人員が300人以上の甲種防火対象物**を管理する防火管理者は、「**甲種防火管理再講習**」の受講が必要となります。その受講期限についてお知らせします。

- (1) 「**再講習**」受講義務対象の防火対象物の防火管理者に選任されたが、「**新規講習**」又は「**再講習**」を修了したのが、**選任された日の4年以上前**の場合

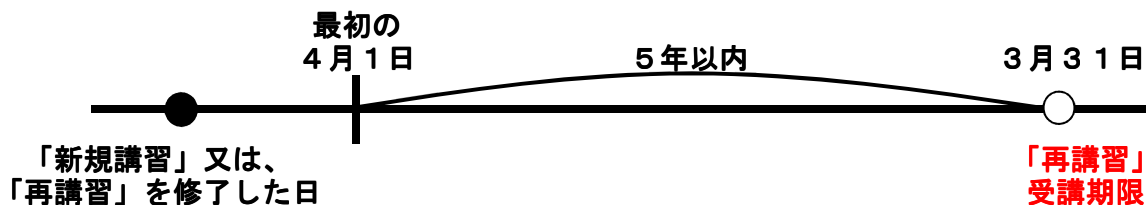
※「**再講習**」受講義務対象の防火対象物の防火管理者として選任された日から**1年以内**に受講しなければなりません。



(例) 平成20年8月1日に受講していた場合
選任された日：平成26年4月1日
受講期限：平成27年3月31日

- (2) 上記(1)以外の場合

※「**新規講習**」又は「**再講習**」を修了した日以後における最初の4月1日から**5年以内**ごとに「**再講習**」を受講しなければなりません。



(例) 平成26年8月1日に受講した場合
最初の4月1日：平成27年4月1日
次回の受講期限：平成32年3月31日

※ご不明な点がございましたら、横手市消防本部 予防課までお問い合わせください。
(☎0182-32-1218)